

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都練馬区

2 構造改革特別区域の名称

練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都練馬区の全域

4 構造改革特別区域の特性

練馬区は、東京都 23 区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

行政区域は、東西約 10 k m、南北約 4 ～ 7 k m のほぼ長方形で面積は 48.16 k m² を有し、海拔 26m から 54m となだらかな地形をしている。

昭和 22 年に板橋区から独立した当初は人口 11 万人であったが、高度経済成長期から都心への通勤に適した住宅都市として開発が進み、現在人口は約 70 万人となっている。

これに対応し、主要鉄道である西武池袋線の連続立体交差化、複々線化等の交通基盤の整備、保育所・特別養護老人ホームの整備をはじめとした福祉の充実など、時代に即応した便利で安全な生活環境の整備を進めてきた。

人口は、昭和 22 年の板橋区からの独立当時は約 11 万人であった。昭和 30 年代前半から 40 年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して、毎年 2 ～ 3 万人の増加で推移した。昭和 40 年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46 年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も 47 年から減少し始め、53 年から 56 年に、わずかではあるが、人口が減少した時期もあった。昭和 61 年、光が丘地区等の開発に伴い約 1 万 1 千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逡増し続け、平成 20 年 4 月には総人口 70 万人を突破した。

平成 24 年 1 月現在では、男性 342,261 人、女性 352,625 人である。そのうち 15 歳未満の児童については、88,396 人、人口割合としては 12.7% であり、東京都の中では若干高くなっている。

また、人口の増加に伴い、発達障害を含む障害児童数は増加しており、療育を必要とする児童数も増加している。

昭和 54 年度に、練馬区では区立心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）を開設して以来、発達に心配のある児童に対する相談事業および通所訓練事業の充実を図ってきた。

相談事業については、1 歳 6 か月検診などで発見された発達に心配のある児童について、保健所等から紹介を受け、成育歴等の聞き取りと知能検査などの心理検査および児童精神科や小児神経科の専門医による診察を行い、家族に対し障害の状況の説明および適切な対応方法を指導するとともに、必要に応じて心障センターの通所訓練事業につなげている。

通所訓練事業においては、0 歳からのダウン症児の超早期療育、1 歳 6 か月からの早期母子療育、2 歳児からの未就園児の療育、3 歳児からの就園児の療育など、約 300 名の児童に対し、午前または午後の 1 ～ 2 時間の通所訓練を行っている。

近年、発達障害に関する一般の関心の高まりおよび診断技術の向上により、早期発見が可能になり、通所訓練の開始時期も早まってきているため、相談や通所訓練のニーズが増加している。

そこで、練馬区では光が丘地域の小学校跡施設を活用し、区立こども発達支援センター（以下「こども発達支援センター」という。）を開設し、心障センターの児童の相談・通所訓練の事業を移転し、機能拡充を図ることとした。

一方、区立保育所においては、従来より中軽度の障害児を対象として、1 所につき 3 名（一部の所は 2 名）の受け入れ枠を設けて全 60 所において統合保育を実施している。障害児担当職員に対する専門研修の実施や各療育関係分野の専門家が直接保育所を巡回指導することにより、障害児保育の質の向上にかかる支援を行っている。また私立保育所に対しては障害児受け入れに係る助成なども併せて行い、区全体で統合保育に力を入れてきたところである。また、幼稚園においても同様に障害児の受け入れや支援技術の研修にかかる助成を行っている。

これら一般施策の充実により、知的障害または発達障害のみの児童については、3 歳児以上に達すると、普段は保育所または幼稚園等で健常児童とともに統合保育、統合教育をうけ、心障センターにおいては週 1 回 1 時間程度の集中的な訓練を受けることができている。

しかしながら、障害が重度であるため統合保育の対象とならず、保育所または幼稚園に就園できない児童については、区では、3 歳児以降も引き続き心障センターで対応している。

これらの児童に対し、心障センターでは、指導員・保育士に加え看護師を配置した定員 12 名のクラス「ちゅうりっぶ組」を設置して対応している。

「ちゅうりっぶ組」は、保育所等に代わる通所の場として、通所の時間を午前 10 時から午後 2 時までとし、弁当持参で通所させている。通所日数は、施設規模等の制約から、2・3 歳児は週 2 日、4・5 歳児は週 3 日としている。

このたび、心障センターからこども発達支援センターへの移転により施設規模が拡大することを機として、「ちゅうりっぷ組」を児童福祉法に規定する児童発達支援センターと位置付け、重度障害児のよりきめ細かな支援を行える事業としたい。

児童発達支援センターは給食提供が求められているが、1日10食程度の児童の給食提供を施設内調理で対応することは、食材料確保や人員配置の面から効率的・効果的でないといえる。そこで都市部である立地を活用し、民間事業者による給食を外部搬入することにより、安定した給食提供と業務の効率化を図るものとする。

5 構造改革特別区域計画の意義

こども発達支援センターのうち、午前午後を通して通所する児童は、12名と非常に小規模であり、給食の配食を行なっている民間事業所で調理し外部搬入することにより、給食調理業務の効率化・安定化及び経費節減が図られ、経費および人的資源をこども発達支援センターに求められている療育事業の充実にあてることができ、区民の福祉の向上に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

こども発達支援センターの通所訓練を利用する重度の障害児について、児童向け給食提供業務の実績ある民間事業者から外部搬入した給食を提供することとする。

これにより、たとえ食数が10食程度の少数であっても、食材の質の確保およびバラエティに富んだ献立を効率的に提供することができる。また、外部搬入により調理に係る経費を節減し、運営の効率化を図ることにより、節減された経費を障害の特性に応じた療育の実施など障害児福祉の充実に充てる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当区のように都市部に所在する児童福祉施設においては、福祉施設向けの多種多様な給食を提供できる民間事業者が多く存在している。また、都市部で児童発達支援センターを偏在なく整備していくにあたり、運営経費の節減は大きな課題となっている。児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の導入により、児童発達支援センターの運営経費の負担が軽減され、整備が促進されることで、障害児の発達支援の充実が期待される。

8 特定事業の名称

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

練馬区

練馬区立こども発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成25年4月1日

4 特定事業の内容

特別区域内における児童発達支援センターの給食について、民間事業者にて給食調理を実施し、外部搬入を行う。搬送は当該民間事業者が行う。配送にあたっては、クックサーブの基準を満たすよう、摂氏65度以上で保温した状態で搬入され、喫食までは、同様に保温庫により摂氏65度以上で管理する。なお、きざみやアレルギー除去等障害特性への対応については、児童発達支援センター調理室にて常勤看護師等が衛生管理に配慮し行う。

5 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理室、搬送車両の状況については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食、アレルギー除去食等通園児個々の特性に併せた対応を行うための必要な調理機能を有する。

【練馬区立こども発達支援センターの調理室の概要】

面積：8.84 m²

職員数：看護師1名（正規職員）

調理器具：水切付シンク、電磁調理器、業務用冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫、作業台1台、電子レンジ、電子炊飯器

(2) 通園児に応じた対応

給食は昼食1回とし、通園児の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、通園児の障害の特性に併せた切碎等の加工を行う。また通園児の障害の特性によって、例えば麺をおかゆに切替えるなど、可能な範囲で、個別の対応を行う。食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食（一部代替食）を提供する。体調不良児への対応は、一人一人の子どもの体調を把握し、それぞれに応じて調理形態を工夫した食事と水分補給に配慮するなど、通園児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供、アレルギーやアトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができるよう、練馬区立こども発達支援センターの医師および看護師が検討した内容を、受託業者に指示する。また、定期的に食事の様子を観察し、必要に応じて保護者等との面接を行ない的確な対応を行う。

給食の計画的運営及び評価として、受託事業者と献立検討会を行い、必要な栄養量の確保のみならず、季節や行事、価格、通園児に与える影響、情操面、調理工程について多角的に検討する。

また、検食については毎回園児に提供する前に受託事業者および職員が行うこととし、検食日誌として記録を保管する。原材料及び調理済食品は検食用冷凍庫で2週間保存する。

（3）衛生管理

きざみ等の再調理にあたっては、各種衛生基準を元に、衛生管理について万全を期する。また、保健所により、衛生面および栄養面について巡回監視指導をはじめ助言と指導を仰ぎ改善を図る。

児童発達支援センター調理室では、ドライシステム運用を行って衛生管理を徹底していく。

（4）委託契約の締結

特例措置による外部搬入については、搬入元と搬入先との間で、委託契約の締結が求められている。練馬区立こども発達支援センターに給食を搬入する民間事業者と、練馬区立こども発達支援センターを運営する練馬区との間で契約を締結する。

契約の締結においては、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3の（3）の規定を盛り込むとともに、通園児の障害状況を考慮し、当該児童の主治医から等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、練馬区立こども発達支援センターの嘱託医による指導を受けて、食材の選定や献立について、受託業者に適切に連絡するとともに、食事の加工が必要な障害児への対応が行えるよう、医師の指導の

もと、正規看護師が実施する。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供および食を通じた子どもの健全育成（食育）については、練馬区食育推進計画を基本とし、特に配慮が必要な場合は、個別の対応が可能なものについて、マニュアルを作成し、実施していく。

食事は基本的な生活習慣のひとつであり、食べ方、姿勢、偏食については、無理せず個々の状況に応じて対応し、「楽しく食べる」ために言葉かけしていく。また、行事食や古くから伝わる料理については、時期に応じて積極的に献立に取り入れるとともに、そのいわれを子どもに話し伝えていく。また食材料の安全に配慮し、園児が安全にそして安心して食べられる給食とする。

【配送計画】

時刻	民間事業者	練馬区立こども発達支援センター
午前 8時30分	作業開始	
午前 11時00分	調理完了、配送開始	
午前 11時30分	配送	受け取り、保温庫にて保管
午前 11時35分		必要に応じて再調理
午前 11時40分		検食
午前 11時50分		療育室に配膳、喫食
午後 12時50分		下膳
午後 3時30分	容器回収	
午後 4時45分	洗浄	

【当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員および調理食数】

調理事業者 民間事業者を選定する。

施設の定員 75名 うち給食を提供する児童12名

職員等 19名（他非常勤職員30名）